

漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針の細目について

平成 27 年 7 月 17 日 27 水港第 1588 号
知事、国土交通省北海道開発局長、内閣府
沖縄総合事務局長あて 水産庁長官通知

第 1 総則

1 趣旨

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（平成 14 年 3 月 7 日公表、平成 24 年 3 月 21 日変更。以下「基本方針」という。）では、III. 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項 1. 漁港漁場施設などの設計に関する事項において、「漁港漁場整備事業の施行に当たっては、漁港漁場施設などの設計における合理性、客観性及び説明責任の確保が求められており、それぞれの漁港漁場施設などの目的・機能に応じ、その目的の達成や機能の確保のために施設に備わるべき能力である「性能」を明確にし、性能規定化に対応した設計を推進することが必要である」と定められている。本通知は、基本方針に基づき、性能規定化に対応した漁港漁場施設などの設計の基本的な考え方を明らかにするとともに、漁港漁場施設などに備わるべき性能及びその照査について、最低限の要件を示したものである。

2 対象施設

本通知の対象とする施設は、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項の事業により整備される漁港漁場施設などとする。

3 用語の定義

次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

(1) 目的

漁港漁場施設などを設置する理由について、事業者又は利用者の観点から記述したもの

をいう。

(2) 要求性能

漁港漁場施設などが目的を達成するために必要とされる性能をいう。

(3) 性能規定

性能照査を行えるよう、要求性能を具体的に記述したものをいう。

(4) 性能照査

漁港漁場施設などが性能規定を満足していることを確認する行為をいう。

(5) 構造上安全

設計供用期間中に想定される作用によって構造物に発生する損傷が、設計対象施設に求められる機能を損なわない程度にとどまり、継続して使用できることをいう。

(6) 設計供用期間

漁港漁場施設などの設計において、設計対象施設が要求性能を満足し続けることを想定する期間をいう。

(7) 作用

構造物又は部材の性能照査において、力学的に取り扱われる力及び荷重、又はそれらを生起させ、若しくはそれらに影響を及ぼす全ての要因をいう。

(8) 設計津波

漁港漁場施設などを設置する箇所において発生すると想定される津波のうち、設計対象施設の設計供用期間中に発生する可能性が低く、かつ、設計対象施設に大きな影響を及ぼすものをいう。

(9) レベル1地震動

漁港漁場施設などを設置する箇所において発生すると想定される地震動のうち、設計対象施設の設計供用期間中に発生する可能性が高いものをいう。

(10) レベル2地震動

漁港漁場施設などを設置する箇所において発生すると想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。

(11) 耐震強化岸壁

大規模な地震等の発生時に、被災直後の緊急物資や避難者の海上輸送等を考慮し、特に通常の岸壁よりも耐震性能を強化した岸壁をいう。

(12) 粘り強い構造

設計津波を超える規模の津波に対して被害を受けたとしても、可能な限り全壊しにくい、若しくは全壊に至るまでの時間を少しでも長く延ばすことができる、又は災害後に施設の早期復旧が可能となる構造上の工夫をいう。

4 漁港漁場施設などの設計の基本的な考え方

- (1) 漁港漁場施設などは、当該施設の目的に応じて、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、当該施設の要求性能を満足するよう、適切に設計されるものとする。
- (2) 当該施設の要求性能の照査に当たっては、本通知で定めた性能規定をその要件とすることができる。

第2 外郭施設

外郭施設の目的は、漁港区域内の係留施設、水域施設、機能施設等を波、漂砂、潮汐、河川流、風等による悪影響から防護し、漁船の安全及び円滑な漁港利用を確保することを基本とする。その目的を達成するための要求性能及び性能規定は、次を基本とする。

1 外郭施設の要求性能

(1) 共通

外郭施設に共通する要求性能は、漁港区域内の係留施設、水域施設、機能施設等に対する波、漂砂、潮汐、河川流、風等による悪影響を低減できるよう十分な機能を有することとする。

(2) 防波堤

防波堤の要求性能は、構造形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 漁港内に侵入する波を低減することができるよう適切なものとする。

イ 自重、浮力、波等の作用に対して構造上安全なものとする。

ウ 不特定多数の利用者に供する防波堤にあっては、利用者の安全を確保できるよう適切なものとする。

エ 耐震性能を強化する防波堤にあっては、レベル1地震動又は発生頻度の高い津波を生じさせる地震動に対して構造上安全なものとする。

オ 耐津波性能を強化する防波堤にあっては、設計津波の作用に対して構造上安全なものとする。

カ 特に重要な施設にあっては、設計津波を超える津波に対して、粘り強い構造であることとする。

(3) 護岸

護岸の要求性能は、構造形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 漁港区域内に侵入する波を低減することができるよう適切なものとする。

イ 自重、浮力、波、レベル1地震動等の作用に対して構造上安全なものとする。

ウ 不特定多数の利用者に供する護岸にあっては、利用者の安全を確保できるよう適切なものとする。

(4) 堤防

堤防の要求性能は、(3) の規定を準用する。

(5) 防潮堤

防潮堤の要求性能は、(3) の規定を準用する。

(6) 胸壁

胸壁の要求性能は、(3) の規定を準用する。

(7) 水門

水門の要求性能は、以下の要件を満たしていることとする。

ア 高潮、津波等による越流の侵入を防止することができるよう適切なものとする。

イ 設計対象施設背後の不要な内水を排除することができるよう適切なものとする。

ウ 自重、水圧、波、レベル1 地震動等の作用に対して構造上安全なものとする。

(8) 閘門

閘門の要求性能は、以下の要件を満たしていることとする。

ア 漁船の航行に影響を及ぼさないよう適切なものとする。

イ 高潮、津波等による越流の侵入を防止することができるよう適切なものとする。

ウ 自重、水圧、波、レベル1 地震動等の作用に対して構造上安全なものとする。

(9) 突堤

突堤の要求性能は、(2) の イ の規定を準用するほか、漂砂を制御することができるよう適切なものとする。

(10) 防砂堤

防砂堤の要求性能は、(9) の規定を準用する。

(11) 導流堤

導流堤の要求性能は、(9) の規定を準用するほか、河川の出水に影響を及ぼさないよう適切なものとする。

2 外郭施設の性能規定

(1) 共通

外郭施設に共通する性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア 水域環境の保全のための海水交換機能を必要とする外郭施設にあっては、水域の利用形態、流れ及び水質の変化を考慮して、求められる海水交換ができるこ。

イ 周辺の良好な天然藻場に配慮する必要がある外郭施設にあっては、設計対象施設において、藻場を造成させる機能を有すること。

(2) 防波堤

防波堤に共通する性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア 航路及び泊地の静穏度を満足するように適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

イ 消波構造の防波堤にあっては、所要の消波機能を発揮できるよう所要の諸元を有すること。

ウ 不特定多数の利用者に供する防波堤にあっては、風、波等の自然状況及び設計対象施設の利用方法等に応じて、利用者の安全を確保できるよう所要の諸元を有すること。

エ 耐震性能を強化する防波堤にあっては、レベル1 地震動又は発生頻度の高い津波を生じさせる地震動の作用に対して構造形式に応じた構造の安定性が満足されること。

オ 耐津波性能を強化する防波堤にあっては、設計津波による漁港内の水位上昇及び流速を低減できるよう適切に配置され、かつ、設計津波による作用に対して構造形式に応じた構造の安定性が満足されること。

カ 特に重要な施設にあっては、設計津波を超える津波による作用に対して、可能な限り安定が保たれる構造上の工夫が施されていること。

(3) 重力式防波堤

重力式防波堤の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア 自重、浮力、波等の作用に対して、堤体の滑動及び転倒、基礎の支持力、地盤のすべり破壊等、構造の安定性が満足されること。

イ レベル1地震動による影響が想定される重力式防波堤にあっては、自重、浮力、レベル1地震動等の作用に対して、堤体の滑動及び転倒、基礎の支持力等、構造の安定性が満足されること。

(4) 矢板・杭式防波堤

矢板・杭式防波堤の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア 自重、波等の作用に対して、矢板又は杭が構造の安定に必要な根入れ長を有し、かつ、矢板又は杭に生じる応力が許容値以下となるよう所要の諸元を有すること。また、杭に作用する軸方向力が地盤の許容支持力以下となること。

イ レベル1地震動による影響が想定される矢板・杭式防波堤にあっては、自重、レベル1地震動等の作用に対して、矢板又は杭が構造の安定に必要な根入れ長を有し、かつ、矢板又は杭に生じる応力が許容値以下となること。また、杭に作用する軸方向力が地盤の許容支持力以下となること。

(5) 二重矢板式防波堤

二重矢板式防波堤の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア 自重、浮力、波等の作用に対して、矢板が構造の安定に必要な根入れ長を有し、かつ、矢板に生じる応力が許容値以下となること。

イ 自重、土圧等の作用に対して、タイ材及び腹起こしに生じる応力が許容値以下となること。

ウ 矢板の下端を底面と見なした重力式構造として、自重、浮力、波等の作用に対して、堤体の滑動及び転倒、基礎の支持力等、構造の安定性が満足されること。

エ レベル1地震動による影響が想定される二重矢板式防波堤にあっては、自重、浮力、レベル1地震動等の作用に対して、アからウまでの規定が満足されること。

(6) 浮防波堤

浮防波堤の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア 自重、浮力、波、載荷重等の作用に対して、浮体が転覆を生じず、安定であること。

イ 自重、風、波等の作用に対して、係留索に生じる応力及び係留アンカーに働く引張力が許容値以下となること。

(7) 護岸

護岸の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア 波又は高潮による海水の侵入を防止できるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

イ 不特定多数の利用者に供する護岸にあっては、風、波等の自然状況及び施設の利用状況等に応じて、利用者の安全を確保できるよう適切な諸元を有すること。

ウ 津波から背後地を防護する必要がある護岸にあっては、設計津波による海水の侵入を防止できるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

エ 構造物の安全性については、構造形式に応じて、第3の2の(2)、(3)、(4)、(5)又は(6)の規定を準用する。ただし、漁船による接岸及びけん引に関する規定は除くものとする。

(8) 堤防

堤防の性能規定は、(7)の規定を準用する。

(9) 防潮堤

防潮堤の性能規定は、(7)の規定を準用する。

(10) 胸壁

胸壁の性能規定は、(7)の規定を準用する。

(11) 水門

水門の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア 高潮、津波等による越流の侵入を防止できるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

イ 設計対象施設背後の不要な内水を排除できるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

ウ 自重、水圧、波、レベル1地震動等の作用に対して、水門の構造及び水門システムが安定であること。

エ 特に重要な施設にあっては、ウに規定するほか、自重、水圧等及び設計津波又はレベル2地震動の作用に対して、水門の構造及び水門システムが安定であること。

(12) 閘門

閘門の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア 漁船の航行に影響を及ぼさないよう適切に配置され、所要の諸元を有すること。

イ 自重、水圧、波、レベル1地震動等の作用に対して、閘門の構造及び閘門システムが安定であること。

ウ 特に重要な施設にあっては、イに規定するほか、自重、水圧等及び設計津波又はレベル2地震動の作用に対して、閘門の構造及び閘門システムが安定であること。

(13) 突堤

突堤の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア 水域施設、漁場の施設等の埋没等を抑制するために、漂砂が制御できるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

イ 構造物の安全性については、構造形式に応じて(3)、(4)又は(5)の規定を準用する。

(14) 防砂堤

防砂堤の性能規定は、(13)の規定を準用する。

(15) 導流堤

導流堤の性能規定は、(13)の規定を準用するほか、河川の出水に影響を及ぼさないよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有することとする。

第3 係留施設

係留施設の目的は、漁船を安全に係留して、効率的な水産物の陸揚げ、漁業生産用資材の積卸し等の作業、漁船員の乗降、漁船の安全確保等を行うことを基本とする。その目的を達成するための要求性能及び性能規定は、次を基本とする。

1 係留施設の要求性能

(1) 共通

係留施設に共通する要求性能は、漁船を係留して、水産物の陸揚げ、漁業生産用資材の

積卸し等の作業、漁船員の乗降、漁船の安全確保等を行うことができるよう十分な機能を有することとする。

(2) 岸壁・物揚場

岸壁・物揚場の要求性能は、構造形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 漁船を安全に係留して、水産物の陸揚げ、漁業生産資材の積卸し、漁船員の乗降等に利用できるよう適切なものとする。

イ 自重、浮力、載荷重、レベル1 地震動等の作用に対して構造上安全なものとする。

ウ 耐震強化岸壁及び耐震強化岸壁に準じる岸壁にあっては、レベル2 地震動によって構造物に発生する損傷が限定的なものにとどまり、軽微な補修により早期に機能が回復できるものとする。

エ 耐津波性能を強化する岸壁・物揚場にあっては、設計津波の作用に対して構造上安全なものとする。

オ 特に重要な施設にあっては、設計津波を超える津波に対して、粘り強い構造であることをとする。

(3) 桟橋

桟橋の要求性能は、(2) の規定を準用する。

(4) 浮桟橋

浮桟橋の要求性能は、(2) のア及びイの規定を準用する。

(5) 船揚場

船揚場の要求性能は、構造形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 利用漁船の諸元及び利用状況に応じて、漁船の揚げ降ろしができるよう適切なものとする。

イ 自重、載荷重、波等の作用に対して、構造上安全なものとする。

(6) 係留浮標

係留浮標の要求性能は、構造形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 利用状況に応じて、漁船が係留できるよう適切なものとする。

イ 漁船の係留等によって生じる作用に対して、構造上安全なものとする。

(7) 係留杭

係留杭の要求性能は、(6) の規定を準用する。

(8) 付属設備

付属設備の要求性能は、設備の構造に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 係留施設の効率的かつ安全な利用ができるよう適切なものとする。

イ 係留施設の利用状況に応じた作用に対して、構造上安全なものとする。

2 係留施設の性能規定

(1) 岸壁・物揚場

岸壁・物揚場に共通する性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア 利用漁船の諸元に応じた所要の水深及び長さを有すること。

イ 潮位の影響、利用漁船の諸元及び係船岸の利用状況に応じた所要の天端高を有すること。

ウ 利用状況に応じて必要な付属設備を有すること。

エ 耐震強化岸壁にあっては、レベル2 地震動による災害後に必要となる機能として、緊急物資、避難者及び支援者の海上輸送等に供することができるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

オ 特定目的岸壁にあっては、対象となる船舶が、安全かつ円滑に利用できるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

カ 蕁養殖に供する岸壁においては、蓄養殖作業に応じた安全性及び利用性に配慮して適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

(2) 重力式係船岸

重力式係船岸の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア 自重、土圧、載荷重等の作用に対して、基礎の支持力、地盤のすべり破壊等、構造の安定性が満足されること。

イ 自重、載荷重等及びレベル1地震動又は漁船のけん引の作用に対して、壁体の滑動及び転倒、基礎の支持力等、構造の安定性が満足されること。

(3) 普通矢板式係船岸

普通矢板式係船岸の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア 自重、土圧、載荷重等の作用に対して、地盤のすべり破壊等、構造の安定性が満足されること。

イ 土圧、載荷重等及びレベル1地震動又は漁船のけん引の作用に対して、矢板が構造の安定に必要な根入れ長を有し、かつ、矢板に生じる応力が許容値以下となること。

ウ 土圧、載荷重等及びレベル1地震動又は漁船のけん引の作用に対して、控え工が構造形式に応じて適切に配置され、かつ、構造の安定性が満足されること。また、タイ材及び腹起こしに生じる応力が許容値以下となること。

エ 漁船の接岸の作用に対して、上部工の部材に生じる変位、変形及び応力が許容値以下となること。

(4) 自立矢板式係船岸

自立矢板式係船岸の性能規定は、(3)のア、イ及びエの規定を準用するほか、土圧、載荷重等及びレベル1地震動又は漁船の接岸及びけん引の作用に対して、矢板頭部の変位が許容値以下となることとする。

(5) 二重矢板式係船岸

二重矢板式係船岸の性能規定は、(3)の規定を準用するほか、以下に定めるとおりとする。

ア 自重、土圧、レベル1地震動等の作用に対して、壁体の滑動等、構造の安定性が満足されること。

イ 自重、土圧、レベル1地震動等の作用に対して、前面及び背面矢板の天端に生じる変形量が許容値以下となること。

(6) 棚式係船岸

棚式係船岸の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア 自重、土圧、載荷重等の作用に対して、地盤のすべり破壊等、構造の安定性が満足されること。

イ 土圧、載荷重等及びレベル1地震動又は漁船のけん引の作用に対して、矢板が構造の安定に必要な根入れ長を有し、かつ、矢板に生じる応力が許容値以下となること。

ウ 土圧、載荷重、レベル1地震動等の作用に対して、壁体の滑動及び転倒等、構造の安定性が満足されること。

エ 自重、土圧等及びレベル1地震動又は漁船の接岸及びけん引の作用に対して、棚杭に作用する軸方向力が地盤の許容支持力を満足し、かつ、棚杭に生じる応力が許容値以下となること。

オ 自重、土圧等及びレベル1地震動又は漁船の接岸及びけん引の作用に対して、棚の部材に生じる変位、変形及び応力が許容値以下となること。

(7) 桟橋

桟橋の性能規定は、(1)の規定を準用するほか、以下に定めるとおりとする。

ア 自重、載荷重、波等及びレベル1地震動又は漁船の接岸及びけん引の作用に対して、杭に作用する軸方向力が地盤の許容支持力以下となること、かつ、杭に生じる応力が許容値以下となること。

イ 自重、載荷重、波等の作用に対して、渡版が安定な構造であること。

ウ 土留部の性能規定は、構造形式に応じて、(2)、(3)、(4)、(5)又は(6)の規定を準用する。ただし、漁船による接岸及びけん引に関する規定は除くものとする。

(8) 耐震・耐津波性能を強化する岸壁

耐震性能及び耐津波性能を強化する岸壁の性能規定は、構造形式に応じて、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)又は(7)の規定を準用するほか、以下に定めるとおりとする。

ア 耐震強化岸壁及び耐震強化岸壁に準じる岸壁にあっては、レベル1地震動の作用に対して液状化判定を行い、必要に応じて液状化対策が講じられていること。また、自重、浮力、レベル2地震動等の作用に対して、岸壁に生じる変形量が許容値以下となること。

イ その他の耐震性能を強化する岸壁にあっては、レベル1地震動又は発生頻度の高い津波を発生させる地震動の作用に対して液状化判定を行い、必要に応じて液状化対策が講じられていること。

ウ 耐津波性能を強化する岸壁にあっては、設計津波による作用に対して、構造形式に応じた構造の安定性が満足されること。

エ 特に重要な施設にあっては、設計津波を超える津波による作用に対して、可能な限り安定が保たれる構造上の工夫が施されていること。

(9) 浮桟橋

浮桟橋の性能規定は、(1)のア、ウ、オ及びカの規定を準用するほか、以下に定めるとおりとする。

ア 利用漁船の諸元及び施設の利用状況に応じた所要の乾舷を有すること。

イ 自重、浮力、載荷重等及び波又は漁船の接岸及びけん引の作用に対して、浮体が転覆を生じず安定であること。

ウ 係留設備にあっては、自重、浮力、波、載荷重、漁船の接岸及びけん引等の作用に対して、構造形式に応じた安定性が満足されること。

エ 連絡橋又は渡橋にあっては、施設の利用状況に応じた適切な幅員及び勾配が確保されていること。また、浮体の安定及び動搖に影響を及ぼさないこと。

オ 調節塔にあっては、自重、地震力、連絡橋の反力等の作用に対して、安定性が満足されること。

(10) 船揚場

船揚場の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア 利用漁船の諸元に応じた所要の水深及び長さを有すること。

イ 潮位の影響、利用漁船の諸元及び船揚場の利用状況に応じた所要の天端高を有すること。

ウ 自重、載荷重、波等の作用に対して、張りブロック又は舗装が所要の質量を満足すること。

エ 自重、載荷重等の作用に対して、地盤のすべり破壊等、構造の安定性が満足されること。

(11) 係留浮標

係留浮標の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア 利用状況に応じた適切な浮体の乾舷を有すること。

イ 自重、浮力、波、流れ、漁船のけん引等の作用に対して、浮体鎖、地鎖及び沈錨鎖に生じる応力が許容値以下であること。

ウ　自重、浮力、波、流れ、漁船のけん引等の作用に対して、係留アンカーに働く引張力が許容値以下であること。

(12) 係留杭

係留杭の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア　利用状況に応じた所要の諸元を有すること。

イ　漁船の接岸及びけん引等の作用に対して、杭に作用する軸方向力が地盤の許容支持力以下となること、かつ、杭に生じる応力が許容値以下となること。

第4 水域施設

水域施設の目的は、漁船を安全に入出港若しくは港内のある地区から他の地区へ移動させる又は漁船が操船、係留、錨泊等に利用することを基本とする。その目的を達成するための要求性能及び性能規定は、次を基本とする。

1 水域施設の要求性能

(1) 共通

水域施設に共通する要求性能は、漁船その他の利用状況に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア　水域施設を利用する漁船その他の船舶の船型・隻数、係留施設並びに漁港区域及び周辺の水域の利用状況を考慮し、適切なものとする。

イ　土砂の堆積により水域施設の機能が低下するおそれのあるときは、これを防止する措置が講じられてるものとする。

(2) 航路

航路の要求性能は、漁船が安全かつ円滑に航行できるよう適切であることとする。

(3) 泊地

泊地の要求性能は、水面の利用状況に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア　漁船が安全かつ効率的に利用できるよう適切なものとする。

イ　蓄養殖等の水面利用に供する場合は、それらの利用にも配慮するものとする。

2 水域施設の性能規定

(1) 航路

航路の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア　航路の方向は、波、流れ、風等の影響及び周辺水域の利用状況等を考慮し、漁船の航行に支障を及ぼさないよう適切に配置されていること。

イ　航路の幅員は、利用漁船の長さ及び幅、波、流れ、風の影響等を考慮し、適切な諸元を有すること。

ウ　航路の水深は、波、流れ、風等による漁船の動搖並びに漁船のトリム、海底地盤及び操船性を考慮し、利用する最も大きな漁船の吃水以上の適切な諸元を有すること。

(2) 泊地

泊地の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア　泊地に許容される静穏度は、利用漁船の諸元及び利用状況に応じて適切に設定されること。

イ　泊地の広さ、形状及び水深は、利用漁船の諸元及び利用状況並びに蓄養殖等の水面利用を考慮して、適切な諸元を有すること。

第5 輸送施設

輸送施設の目的は、水産物、漁業用資材等の円滑な搬入・搬出及び漁港地区内での移動並びにこれらに付随する作業の利便性及び安全性を確保することを基本とする。その目的を達成するための要求性能及び性能規定は、次を基本とする。

1 輸送施設の要求性能

(1) 共通

輸送施設に共通する要求性能は、漁港及びその周辺の地域における交通の状況、水産物及び漁業用資材の輸送量・輸送手段等を考慮して、適切であることとする。

(2) 道路

道路の要求性能は、対象施設の重要度、地域特性及び車両その他の利用状況に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 漁港の利用形態、隣接地域との関連等に配慮し、安全かつ円滑な交通を確保するため適切なものとする。

イ 計画交通量、車種、歩行者等を考慮した作用に対して、構造上安全なものとする。

ウ レベル1 地震動によって構造物に発生する損傷が限定的なものにとどまり、軽微な補修により早期に機能が回復できるものとともに、レベル2 地震動によって構造物に発生する損傷が致命的なものに至らず、人命、財産等に影響を及ぼさないものとする。

エ 耐震強化岸壁に接続する道路にあっては、レベル1 地震動に対して、構造上安全なものとともに、レベル2 地震動によって構造物に発生する損傷が限定的なものにとどまり、軽微な補修により早期に機能が回復できるものとする。

オ エの規定は、耐震強化岸壁に準じる岸壁に接続する道路及び万一損傷すると地域の交通機能に著しい影響を与えるか、又は隣接する施設に重大な影響を与える道路についても適用する。

(3) 駐車場

駐車場の要求性能は、車両その他の利用状況に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 車両の安全かつ円滑な利用を確保するため適切なものとする。

イ 利用台数、車種、利用者等の作用に対して、構造上安全なものとする。

(4) 橋

橋の要求性能は、対象施設の重要度、地域特性及び橋の構造形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 漁港の利用形態、隣接地域との関連等に配慮し、安全かつ円滑な交通を確保するため適切なものとする。

イ 自重、風、波、載荷重、レベル1 地震動、船舶の衝突等の作用に対して、構造上安全なものとともに、レベル2 地震動によって構造物に発生する損傷が致命的なものに至らず、人命、財産等に影響を及ぼさないものとする。

ウ 耐震強化岸壁に接続する橋にあっては、レベル2 地震動によって構造物に発生する損傷が限定的なものにとどまり、軽微な補修により早期に機能が回復できるものとする。

エ ウの規定は、耐震強化岸壁に準じる岸壁に接続する橋、及び万一損傷すると地域の交通機能に著しい影響を与えるか、又は隣接する施設に重大な影響を与える橋についても適用する。

2 輸送施設の性能規定

(1) 共通

輸送施設に共通する性能規定は、漁港における安全かつ円滑な交通を確保するため、交通の発生状況、計画上の交通量、周辺の自然状況、他の交通施設との円滑な接続、その他

の交通施設の利用状況等に応じて、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有することとする。

(2) 道路

道路の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

- ア 道路の幅員及び構成については、計画交通量、車種、歩行者等の諸条件及び隣接する漁港施設などの利用状況に応じ、適切な諸元を有すること。
- イ 道路の舗装は、計画交通量、車種等の諸条件に応じ、所要の耐久性を有すること。
- ウ 耐震強化岸壁に接続する道路にあっては、レベル2地震動の作用後に設計対象施設に求められる機能が確保できるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
- エ ウの規定は、耐震強化岸壁に準じる岸壁に接続する道路、及び万一損傷すると地域の交通機能に著しい影響を与えるか、又は隣接する施設に重大な影響を与える道路についても適用する。
- オ 道路の構造、配置及び附属設備等に関し、アからエまでに規定しない事項については、漁港で発生する交通の特性に応じて道路構造令（昭和45年政令第320号）に準じていること。

(3) 駐車場

駐車場の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

- ア 駐車場及び周辺の漁港施設などの利用、円滑な道路交通等に支障のないよう適切に配置され、かつ、所要の規模を有すること。
- イ 駐車場の舗装は、利用台数、車種等を考慮した載荷重等の作用に対して、所要の耐久性を有すること。

(4) 橋

橋の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

- ア 他の漁港施設などの上部空間を横断する橋にあっては、各施設の安全かつ円滑な利用に支障を及ぼさないよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
- イ 耐震強化岸壁に接続する橋にあっては、レベル2地震動の作用後に設計対象施設に求められる機能が確保できるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
- ウ イの規定は、耐震強化岸壁に準じる岸壁に接続する橋、及び万一損傷すると地域の交通機能に著しい影響を与えるか、又は隣接する施設に重大な影響を与える橋についても適用する。

第6 漁港施設用地

漁港施設用地の目的は、漁港内で行われる漁業活動に供することを基本とする。その目的を達成するための要求性能及び性能規定は、次を基本とする。

1 漁港施設用地の要求性能

(1) 共通

漁港施設用地に共通する要求性能は、対象用地の用途に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

- ア 設計対象用地の用途並びに隣接用地及び周辺用地の利用状況を考慮して、安全かつ円滑な利用ができるよう適切なものとする。
- イ 用途及び利用状況に応じた載荷重等に対して、安全なものとする。

(2) 人工地盤

人工地盤の要求性能は、対象施設の重要度及び用途に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

- ア 設計対象施設を設置する用地、隣接用地及び周辺用地の利用状況を考慮して、安全かつ円滑な利用ができるよう適切なものとする。
- イ 自重、載荷重、レベル1地震動等の作用に対して構造上安全なものとする。
- ウ 耐震性能を強化する施設にあっては、レベル2地震動によって構造物に発生する損傷が限定期的なものにとどまり、軽微な補修により早期に機能が回復できるものとする。
- エ 耐津波性能を強化する施設にあっては、設計津波に対して構造上安全なものとする。

2 漁港施設用地の性能規定

(1) 共通

漁港施設用地に共通する性能規定は、以下に定めるとおりとする。

- ア 自然条件、利用状況、周辺の状況、環境、習慣等に配慮して、漁港における活動を機能的かつ合理的に行えるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
- イ 用地内に雨水等を滞留させないための適切な排水設備を有すること。

(2) 人工地盤

人工地盤の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

- ア 自重、レベル1地震動、載荷重等の作用に対して、構造及び部材が所要の安全性及び耐久性を有すること。
- イ 避難誘導施設としての人工地盤にあっては、自重、載荷重、設計対象とする地震動、設計津波、漁船の衝突等の作用に対して、構造及び部材が所要の安全性及び耐久性を有すること。

第7 荷さばき所

荷さばき所の目的は、水産物の陸揚げから出荷までの一連の作業を安全かつ効率的に行うこととする。その目的を達成するための要求性能及び性能規定は、次を基本とする。

1 荷さばき所の要求性能

荷さばき所の要求性能は、対象施設の利用状況及び構造・設備形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

- ア 水産物の陸揚げ方法、荷さばき所の利用状況、周辺の関連施設等との一体性を考慮して、適切なものとする。
- イ 荷さばき所の利用状況に応じた作用に対して、構造上安全なものとする。

2 荷さばき所の性能規定

荷さばき所の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

- ア 水産物の量・種類及び取扱形態等の利用状況、清浄海水供給施設、製氷冷蔵施設、排水処理施設及び水産加工場等の関連施設との作業動線を考慮して適切に配置され、かつ、所要の諸元、必要な設備機能を有すること。
- イ 荷さばき所内の利用状況に応じて要求される衛生管理レベルを保持できるよう適切に平面が構成され、かつ、所要の諸元及び必要な設備機能を有すること。
- ウ 荷さばき所の構造及び付帯設備等は、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関連法規に準ずるとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県が定める施設基準に準じていること。

第8 漁港浄化施設

漁港浄化施設の目的は、漁港内で発生する水産関連排水の処理又は陸揚げから出荷までの工程で使用される用水を供給することを基本とする。その目的を達成するための要求性能及び性能規定は、次を基本とする。

1 漁港浄化施設の要求性能

漁港浄化施設の要求性能は、設置する施設、利用規模等に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 排水処理施設にあっては、漁港内で発生する各種排水を目標水質に処理し、放流できるよう適切なものとする。

イ 清浄海水導入施設にあっては、利用目的に応じた水質及び水量を安定して供給できるよう適切なものとする。

2 漁港浄化施設の性能規定

漁港浄化施設の性能規定は、対象施設に応じて以下に定めるとおりとする。

ア 海水導入施設にあっては、漁港で使用する海水（陸揚げ時の用水、洗浄用水、製氷・保冷用水、活魚水槽用水、水産加工用水等）を十分な量及び水質で確保できるよう適切に配置され、かつ、所要の規模を有すること。

イ 排水処理施設にあっては、水産関連排水（漁港内の荷さばき排水、水産加工場からの排水等）を処理できるよう適切に配置され、かつ、所要の規模を有すること。

ウ 放流される処理水は、放流先の水域利用及び自然・生活環境に影響を及ぼさないよう適切な水質であること。

第9 漁港環境整備施設

漁港環境整備施設の目的は、漁港の環境改善、安全性の向上、防災力強化等に資することを基本とする。その目的を達成するための要求性能及び性能規定は、次を基本とする。

1 漁港環境整備施設の要求性能

(1) 共通

漁港環境整備施設に共通する要求性能は、対象施設の用途に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 災害時、応急対策時及び災害復旧時の避難場所、緊急物資等の一時保管場所等として利用できるよう適切なものとする。

イ 利用者（高齢者等）の安全性及び快適性に配慮し、周辺環境及び景観との調和を図り、良好な漁港環境を創出できるよう適切なものとする。

(2) 緑地

緑地の要求性能は、第6の1の（1）の規定を準用する。

2 漁港環境整備施設の性能規定

緑地の性能規定は、利用目的に応じて適切に配置され、かつ、所要の規模を有することとする。

第10 防風施設

防風施設の目的は、漁港内に発生する風の影響を低減することで、漁船の安全な係留、陸揚げ等、漁港内での作業効率及び安全性を向上させることを基本とする。その目的を達成するための要求性能及び性能規定は、次を基本とする。

1 防風施設の要求性能

防風施設の要求性能は、対象施設の設置状況に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 背後地の用途及び利用状況等を考慮し、適切なものとする。

イ 風、波等の作用に対して構造上安全なものとする。

2 防風施設の性能規定

防風施設の性能規定は、対象施設に応じて以下に定めるとおりとする。

- ア 漁港における風の障害が軽減されるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
- イ 自重、風、波等の作用に対して、各部材に発生する応力が許容値以下となること。

第11 漁業集落環境整備施設

漁業集落環境整備施設の目的は、水産物の安定供給、漁業者等の就業及び居住の場のほか、国土及び自然環境の保全、国民の健全な余暇活動の場、漁村漁労文化の継承及び教育の場等の多面的役割を向上させることを基本とする。その目的を達成するための要求性能及び性能規定は、次を基本とする。

1 漁業集落環境整備施設の要求性能

(1) 共通

漁業集落環境整備施設に共通する要求性能は、長期的・総合的視点に立ち、地域特性に応じた創意工夫、漁港整備との連携、住民参加、合意形成等に配慮し、適切であることとする。

(2) 漁業集落道

漁業集落道の要求性能は、第5の1の(2)の規定を準用する。

(3) 水産飲雑用水施設

水産飲雑用水施設の要求性能は、漁港及び漁業集落内で使用される生活及び水産用水を供給できるよう適切なものとする。

(4) 漁業集落排水施設

漁業集落排水施設の要求性能は、漁港及び漁業集落内から排出される各種排水を、目標水質に処理し、放流できるよう適切なものとする。

2 漁業集落環境整備施設の性能規定

(1) 漁業集落道

漁業集落道の性能規定は、第5の2の(2)の規定を準用する。

(2) 水産飲雑用水施設

水産飲雑用水施設の性能規定は、用水の目的に応じて以下に定めるとおりとする。

ア 漁港及び漁業集落内で使用される用水を供給できるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

イ 用水の目的に応じた適切な水質を満足していること。

(3) 漁業集落排水施設

漁業集落排水施設の性能規定は、用水の目的に応じて以下に定めるとおりとする。

ア 漁港及び漁業集落内から排出される雑排水及びし尿の処理並びに雨水排除が行えるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

イ 放流される処理水は、放流先の水域利用及び自然・生活環境に影響を及ぼさないよう適切な水質であること。

ウ 汚水の排除方式は、原則、分流式であること。ただし、雨水の完全な分離が困難な荷さばき所等にあっては、雨水の混入が極力少なくなるようにして施設計画を行うことができる。

第12 魚礁

魚礁の目的は、対象生物の漁獲の増大、操業の効率化及び保護育成を図ることを基本とする。その目的を達成するための要求性能及び性能規定は、次を基本とする。

1 魚礁の要求性能

(1) 共通

魚礁に共通する要求性能は、対象生物の分布・行動等の生態及び漁業の実態を考慮し、造成漁場の効率的な利用及び的確な管理が行われるよう適切であることとする。

(2) 沈設魚礁

沈設魚礁の要求性能は、構造形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

- ア 対象生物に対して蝦集効果を発揮できるよう、対象生物の生理・生態に合わせて、餌場、産卵場、生息場等として機能できるよう適切なものとする。
- イ 波、流れ等の作用に対して構造上安全なものとする。
- ウ 洗掘、埋没又は沈下により設計対象施設の機能が低下しないよう考慮する。

(3) 浮魚礁

浮魚礁の要求性能は、構造形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

- ア 対象生物を蝶集することができるよう適切なものとする。
- イ 波、流れ等及び設置・回収時に想定される作用に対して構造上安全なものとする。
- ウ 供用期間を満了した施設を技術的に可能かつ妥当な方法で撤去できるよう適切なものとする。

2 魚礁の性能規定

(1) 沈設魚礁

沈設魚礁の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

- ア 対象生物に対して蝶集効果を発揮できるよう、対象生物の生理・生態に合わせて、餌場、産卵場、生息場等として適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
- イ 波、流れ等の作用に対して、沈設魚礁の滑動及び転倒等、構造の安定性が満足されること。
- ウ 製作時の吊荷重、設置時の着底衝撃力等の作用に対して、沈設魚礁を構成する部材に生じる応力度が許容値以下であること。

(2) 浮魚礁

浮魚礁の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

- ア 対象生物に対して蝶集、滞留及び誘導する効果を発揮できるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
- イ 給餌、散水、発光、流失警報発信機、漁場環境観測装置等の付加機能がある場合は、これらの機能を満足できるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
- ウ 自重、浮力、波、流れ、風、生物の付着荷重等の作用に対して、浮体が静的かつ動的に安定した構造であること。
- エ 波、流れ、風等の作用によって係留索に生じる応力が許容値以下であること。
- オ 係留索に生じる最大引張力に対して、係留アンカーの滑動等、構造の安定性が満足されること。
- カ 漁船等の船舶の航行に影響を及ぼさないよう、適切に配置又は配慮されていること。
- キ 浮魚礁の部材は、供用期間が満了した後、撤去できるよう配慮されているとともに、撤去時の作用に対して、所要の耐久性を有すること。

第 13 増殖場

増殖場の目的は、対象生物の資源増大若しくは保護育成を図ること、又は増殖に好適な環境を維持・管理することを基本とする。その目的を達成するための要求性能及び性能規定は、次を基本とする。

1 増殖場の要求性能

(1) 共通

増殖場に共通する要求性能は、対象生物の生理・生態、餌料等を含む対象生物に適した

生育環境及び成長段階に応じた場のネットワーク化、漁業の実態並びに栽培漁業や資源管理のための当該海域における取組状況を考慮し、対象となる漁場及び周辺海域の安全かつ円滑な利用及び的確な管理を行えるよう適切であることとする。

(2) 着定基質

藻場礁としての着定基質の要求性能は、設置状況に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 対象生物を着定させることができるように適切なものとする。

イ 波、流れ等の作用に対して構造上安全なものとする。

保護育成礁にあっては、ア及びイのほか、以下の要件を満たしていること。

ウ 対象生物の餌場、生息場、産卵場、逃避場等として、適切なものとする。

エ 特に対象生物の保護を目的とする保護育成礁にあっては、漁具によるけん引等の作用に対して構造上安全なものとする。

(3) 干潟・浅場

干潟・浅場の要求性能は、設置状況に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 対象生物の生息に適した水深及び海底勾配を維持することができるよう適切なものとする。

イ 対象生物の生息に適した底質を維持することができるよう適切なものとする。

ウ 対象生物の生息に適した海水交換ができるよう適切なものとする。

(4) 消波施設

消波施設の要求性能は、構造形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 漁場内に侵入する波を低減することができるよう適切なものとする。

イ 自重、波等の作用に対して構造上安全なものとする。

(5) 防氷堤

防氷堤の要求性能は、防氷堤の要求性能は、構造形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 漁場内に侵入する流氷等を低減することができるよう適切なものとする。

イ 自重、波、流氷等の作用に対して構造上安全なものとする。

(6) 海水交流施設

海水交流施設の要求性能は、構造形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 漁場内の水域環境を改良・保全することができるよう適切なものとする。

イ 自重、波、地震動等の作用に対して構造上安全なものとする。

(7) 中間育成施設

中間育成施設の要求性能は、構造形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 漁場内の良好な環境の整備に資するとともに、設計対象施設の利用者の安全を確保できるよう適切なものとする。

イ 波、流れ等の作用に対して構造上安全なものとする。

(8) 湧昇流発生構造物

湧昇流発生構造物の要求性能は、構造形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 貧栄養となっている有光層に栄養塩を補給できるよう適切なものとする。

イ 自重、波、流れ等の作用に対して構造上安全なものとする。

(9) 循環流発生構造物

循環流発生構造物の要求性能は、構造形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 対象生物の滞留に適した循環流を発生させることができるよう適切なものとする。

イ　自重、波、流れ等の作用に対して構造上安全なものとする。

(10) 藻留施設

藻留施設の要求性能は、構造形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア　対象生物に適した流動を発生させることができるように適切なものとする。

イ　波、流れ等の作用に対して構造上安全なものとする。

2 増殖場の性能規定

(1) 藻場礁

藻場礁の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア　藻場礁が増殖対象とする海藻の生育に好適な天端高、流動、基質形状、光、海底面からの高さ等の諸元を有すること。

イ　波、流れ等の作用に対して、藻場礁の安定質量を満足していること。

ウ　漁船等の船舶の航行に影響を及ぼさないよう、適切に配置又は配慮されていること。

(2) 保護育成礁

保護育成礁の性能規定は、構造形式に応じて、(1) 又は第 12 の 2 の (1) の規定を準用するほか、対象生物を漁獲から保護するための施設にあっては、以下に定めるとおりとする。

ア　増殖場の区域内において対象生物の漁獲を制御できるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

イ　保護育成礁の位置を容易に特定できるよう、魚群探知機等で視認できる諸元を有すること。

ウ　漁具によるけん引等の作用に対して、移動しない構造であること。

(3) 干潟・浅場

干潟・浅場の性能規定は、(1) の規定を準用するほか、以下に定めるとおりとする。

ア　対象生物の生息に適した地盤高の諸元が確保されること。

イ　対象生物の生息に適した底質の性状が確保されること。

ウ　対象生物の生息に適した海水交流が確保されること。

エ　波、流れ、漂砂等の作用に対して、干潟・浅場等の底質材料が漁場機能に影響を及ぼさない程度で安定していること。

(4) 消波施設

消波施設の性能規定は、構造形式に応じて、第 2 の 2 の規定を準用するほか、以下に定めるとおりとする。

ア　波及び流れの作用に対して、防護対象となる漁場の施設の機能に影響を及ぼさない程度の静穏度を満足するよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

イ　漁場管理作業の安全性及び効率性に対して影響を及ぼさない程度の静穏度を満足するよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

ウ　対象生物の生息環境を阻害しないよう、適切な波、流れ及び水質が維持されること。

(5) 防氷堤

防氷堤の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

ア　流氷を漁場水域内に侵入させないよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

イ　自重、浮力、波、流れ、氷荷重等の作用に対して、構造部材に応じた適切な安定性及び構造強度を有すること。

(6) 海水交流施設

海水交流施設の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

- ア 対象水域の水質を維持又は向上させるために必要な海水が交換されるよう適切な規模及び所要の諸元を有すること。
- イ 自重、波、流れ等の作用に対して、施設の機能性に影響を及ぼさないよう、構造形式に応じて適切な安定性及び構造強度を有すること。

(7) 中間育成施設

中間育成施設の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

- ア 対象生物の生態や生息環境に応じて、適切な育成環境が維持できるよう適切な規模及び所要の諸元を有すること。
- イ 波、流れ等の作用に対して、施設の機能性に影響を及ぼさないよう構造形式に応じて適切な安定性及び構造強度を有すること。

(8) 湧昇流発生構造物

湧昇流発生構造物の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

- ア 海域特性及び漁場特性を踏まえた適切な海域で、成層深度、有光層、栄養塩の鉛直分布等を考慮した効果的な水深に設置すること。
- イ 貧栄養となっている有光層に必要な栄養塩を海底付近から供給できるよう、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
- ウ マウンド型構造物にあっては、自重、波、流れ等の作用に対して、マウンドに用いる材料が所要の質量を満足し、かつ、基礎の支持力が許容値を満足すること。
- エ 衝立型構造物にあっては、自重、波、流れ等の作用に対して、堤体の滑動及び転倒、基礎の支持力等、構造の安定性が満足していること。

(9) 循環流発生構造物

循環流発生構造物の性能規定は、構造形式に応じて、第2の2の規定を準用するほか、海水中に含まれる浮遊幼生、懸濁物質及び溶存物質の拡散を抑止できる循環流を発生させられるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有することとする。

(10) 藻留施設

藻留施設の性能規定は、以下に定めるとおりとする。

- ア 貝類等の餌となる流れ藻を漁場内に滞留させられるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。
- イ 波、流れ等の作用に対して、設計対象施設の機能に影響を及ぼさないよう所要の強度及び安定性を有すること。

第14 養殖場

養殖場の目的は、対象生物を生産若しくは育成すること、又は養殖に好適な環境を維持・管理することを基本とする。その目的を達成するための要求性能及び性能規定は、次を基本とする。

1 養殖場の要求性能

(1) 共通

養殖場に共通する要求性能は、対象生物の成育に必要な水質・底質及び水域の静穏度並びに造成漁場利用予定者の営漁状況を考慮し、対象となる漁場及び周辺海域の安全かつ円滑な利用及び的確な管理を行うため適切であることとする。

(2) 消波施設

養殖場に設置する消波施設の要求性能は、第13の1の(4)の規定を準用する。

(3) 防水堤

養殖場に設置する防水堤の要求性能は、第13の1の(5)の規定を準用する。

(4) 海水交流施設

養殖場に設置する海水交流施設の要求性能は、第13の1の(6)の規定を準用する。

(5) 区画施設

区画施設の要求性能は、構造形式に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 対象生物の成育に良好な環境の整備に資するとともに、設計対象施設の利用者の安全を確保できるよう適切なものとする。

イ 波、風、流れ、地震動等の作用に対して構造上安全なものとする。

2 養殖場の性能規定

(1) 消波施設

養殖場に設置する消波施設の性能規定は、第13の2の(4)の規定を準用する。

(2) 防水堤

養殖場に設置する防水堤の性能規定は、第13の2の(5)の規定を準用する。

(3) 海水交流施設

養殖場に設置する海水交流施設の性能規定は、第13の2の(6)の規定を準用する。

(4) 区画施設

区画施設の性能規定は、以下のとおり定めるものとする。

ア 水域にあっては、漁船等の航行及び他の水域利用に影響を及ぼさないよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

イ 対象生物の養殖及び蓄養が効率的に行えるよう、また水域にあっては、養殖場内に適正な流路が確保されるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

ウ 養殖筏にあっては、波、流れ、風、生物の付着荷重等の作用に対して、区画施設及びアンカーが移動及び損傷を生じないよう適切な安定性及び構造強度を有すること。

エ その他の構造物にあっては、自重、波、地震動等の作用に対して、設計対象施設の機能に影響を及ぼさないよう、構造形式に応じて適切な安定性及び構造強度を有すること。

第15 漁場環境保全施設

漁場環境保全施設の目的は、漁場の水域環境の保全、生産力の回復、水産資源の生息場の環境修復等を図ることを基本とする。その目的を達成するための要求性能及び性能規定は、次を基本とする。

1 漁場環境保全施設の要求性能

漁場環境保全施設の要求性能は、対象地及び周辺の状況に応じて、以下の要件を満たしていることとする。

ア 対象となる漁場及び周辺海域の安全かつ円滑な利用及び的確な管理を行うため適切なものとする。

イ 想定される作用に対して構造上安全なものとする。

2 漁場環境保全施設の性能規定

漁場環境保全施設の性能規定は、構造形式に応じて、類似した施設の適切な性能規定を準用するほか、対象生物の生息環境及び漁業形態に応じて、水質、底質等が生物生息に適した環境を維持できるよう適切な規模及び所要の諸元を維持できることとする。

附則

この通知の際、現に設置されている漁港漁場施設など（整備中のものも含む。）がこの通知の規定に適合しない場合においては、通知後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定の対象としない。